必要があること，異常渇水に対応する必要があることなどから，香東川流域の洪水調節，渇水時における流水の正常な機能の維持，水道用水の確保及び異常渇水時の緊急水の確保のため，できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また，利水者である高松市長を会長とする，香東川水系ダム建設期成会より，本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって，本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は，本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また，収用の範囲は，全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ，それ以外の範囲は使用としていることから，収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって，本件事業は，土地を収用し，又は使用する公益上の必要があると認められるため，法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり，本件事業は，法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 香川県高松市役所浄水課

○四国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので，道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき，告示する。

平成二十八年三月三十日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号及び四百四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
愛媛県上浮穴郡久万高原町西明神一八三番一から同町西明神二九九番二まで	前	A	一一・一〇～一四・二五メートル	
	後	B・C	一〇・五〇～一四・二五メートル	
		A	一〇・三四四キロメートル	
		B・C	一〇・三四四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので，道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき，告示する。

その関係図面は，平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号及び四百四十号	愛媛県上浮穴郡久万高原町西明神二三八番二地先から同町西明神二九九番二地先まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十日

○四国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので，道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき，告示する。

その関係図面は，平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号及び百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四国中央市川之江町字畑山三八〇三番から同市具定町字倉之内四八五番一まで	前	A	八・五〇～七八・二〇メートル	
		B・C	七・六八〇キロメートル	
		D・E・F	三〇・〇〇～七一・五〇メートル	
		G	六・四九〇キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは，関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A	八・五〇～七八・二〇メートル	
		B・C	七・六八〇キロメートル	
		D・E・F	三〇・〇〇～七一・五〇メートル	
		G	六・四九〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので，道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき，告示する。

その関係図面は，平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮崎市高岡町五町字上水流三六七四番二地内	前	八・二三～二七・二〇メートル		
	後	二四・八八～七二・五〇メートル	〇・〇五三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので，道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき，告示する。

その関係図面は，平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宮崎市高岡町五町字上水流三六七四番二地内	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十日

○九州地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので，道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき，告示する。

その関係図面は，平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
都城市高城町四家字本八重一六番一七から同市高城町四家字本八重一六番一まで	前	一一・七四～四〇・一五メートル		
	後	二六・〇九～四〇・一五メートル	〇・一三四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所